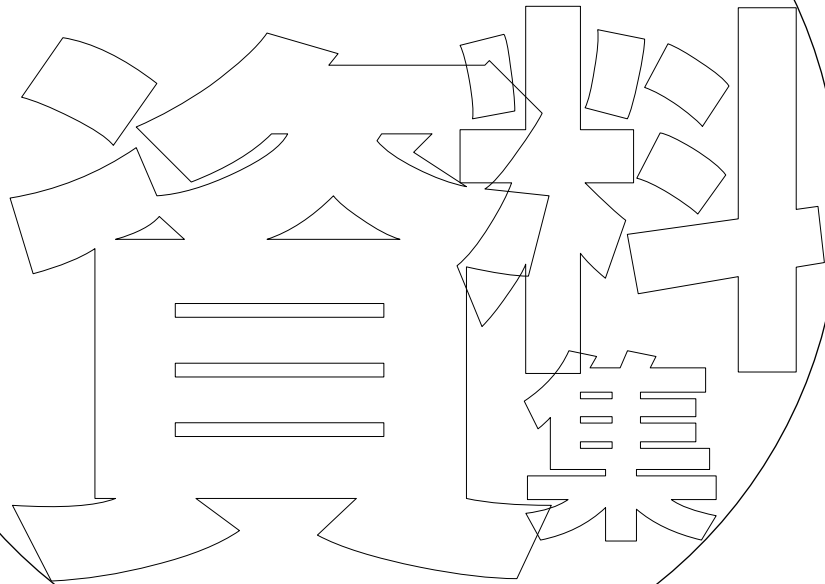


**富士見市文化芸術振興条例
制定記念シンポジウム**



平成24年10月28日

富士見市

目 次

条文・逐条解説
<3>

条例策定検討委員会
<13>

パブリックコメント
<51>

巻末資料
<57>



条文・逐条解説

富士見市文化芸術振興条例

平成24年6月20日

条例第20号

私たちのまち富士見市は、恵まれた自然環境の中で、いにしえから今日まで長い歴史の間に培われてきた文化の土壌を継承してきました。

また、本市の文化芸術活動は、公民館等で実践されてきた市民の多種多様な活動に加えて、さらに、市民文化会館キラリふじみ等の事業を通じて、私たちの生活の中に根付いてきました。こうした文化的な営みは、多くの市民にとっての誇りでもあります。

文化芸術は、市民一人ひとりの心豊かな生活とまちづくりの活力を育むために、欠くことのできないものです。とりわけ、日頃から多彩で優れた文化芸術に触れることは、次代を担う子どもたちの感性や創造性を豊かにし、生きる力を大きく育てていきます。

文化芸術の振興は、このまちを愛し、このまちに集う人びとの結び付きを生むとともに、このまちを広く発信する上で重要な役割を果たします。

ここに富士見市は、文化芸術のさらなる振興を目指す基本理念や施策を明らかにするため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術に係る基本理念及び施策の基本となる事項を定め、市民、団体及び市の役割を明らかにするとともに、市民及び団体が主体的に文化芸術活動に取り組む施策を推進し、もって市民一人ひとりの心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化芸術」とは、感性を豊かにするもので、多様な文化芸術領域を含むものとする。

2 この条例において「文化芸術活動」とは、広く文化芸術を鑑賞し、これに参加し、これを創造し、又は発信することをいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術の振興に関する本市の基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 文化芸術活動を行うことは市民及び団体の権利であり、これを尊重する。
- (2) 文化芸術活動を行う市民及び団体の自主性及び創造性を尊重する。
- (3) 市民及び団体が文化芸術活動を等しく行うことができる環境を整備し、その活動を支える人材の育成を図るよう配慮する。
- (4) 文化芸術活動を通じて人と人との交流が深められるよう配慮する。
- (5) 地域の伝統的な文化芸術が将来にわたり引き継がれるよう配慮する。
- (6) 文化芸術活動を行う市民及び団体並びにそれ以外のものの意見が反映されるよう配慮する。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが文化芸術活動を担う主体として、様々な文化芸術活動を行うことにより文化芸術の振興に寄与するとともに、相互に理解し、及び尊重し、交流を深めるよう努めるものとする。

(団体の役割)

第5条 団体は、自主的に文化芸術活動を展開するとともに、地域社会の一員として市民の文化芸術の振興に努めるものとする。

(市の役割及び責務)

第6条 市は、第3条の基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本施策)

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 文化芸術の振興のための基本計画の策定、実施及び評価に関すること。
- (2) 市民及び団体が文化芸術活動を行うための場及び機会の提供に関すること。
- (3) 文化芸術の振興を効果的に行うための調査及び情報提供に関すること。
- (4) 文化芸術活動を支える人材の育成及び支援に関すること。
- (5) 地域に根ざした伝統文化の継承及び活用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興を図るために必要な事項

(基本計画の策定)

第8条 市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の作成段階において、次条に規定する推進機関の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、広く市民の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

(推進機関の設置)

第9条 市は、文化芸術の振興に関する施策を推進するため、推進機関を設置するものとする。

2 推進機関は、文化芸術の振興に関する施策、基本計画の策定等に係る調査検討及び提言を行うものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

富士見市文化芸術振興条例 【逐条解説】

1. 文化芸術振興条例を策定する意義

- ① 平成13年に文化芸術振興基本法が成立により、地方自治体に文化芸術の振興の施策展開の努力目標が課せられた。そのため、自治体ごとの基本理念や基本施策を明記した条例制定が求められている。

地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。
(文化芸術振興基本法 第三十五条)

- ② 文化芸術の振興により、市民一人ひとりの心豊かな生活と活力あるまちづくりを育むことができる。文化芸術振興条例はそのための法整備である。

2. (仮称) 富士見市文化芸術振興条例の特色

① 条文内容に関して

*文化芸術振興の果たすべき役割を、文化芸術活動の醸成に留めず、地域の活性化や子どもへの教育という範囲まで言及したこと。

(前文・第1条・第7条)

*自由権的な文化権と社会権的な文化権（事業予算や施設など、文化権を実現するための条件整備）を条文化し市民本位の文化権を規定した。

(第3条・第6条)

*施策の進行管理に関わる常設の第3者機関の設置を規定し、継続的な文化芸術振興の条件整備を行った。

(第9条)

*未曾有の大災害を経て、文化芸術活動の理念の中で、文化芸術活動を通じて人と人との交流が深められることを改めて規定した。

(前文・第3条)

② 条例全般に関して

*条例を市民協働で作る（条例策定を目的とした公募市民を含めた委員会を委嘱し、市民参加で草案を検討したこと）は貴重な取り組みである。

*文化芸術の理念や施策の方向性を示した文化芸術振興の条例を策定するのは、埼玉県内の市町村（県及び政令市除く）としては初めてとなる。（H24年2月現在）

* 「前文」を規定し方向性を打ち出す条例は、富士見市としては4例目となる。(自治基本条例・男女共同参画推進条例・議会基本条例)

3. 条文内容（逐条解説）

【前文】

私たちのまち富士見市は、恵まれた自然環境の中で、いにしえから今日まで長い歴史の間に培われてきた文化の土壌を継承してきました。

また、本市の文化芸術活動は、公民館等で実践されてきた市民の多種多様な活動に加えて、さらに、市民文化会館キラリふじみ等の事業を通じて、私たちの生活の中に根付いてきました。こうした文化的な営みは、多くの市民にとっての誇りでもあります。

文化芸術は、市民一人ひとりの心豊かな生活とまちづくりの活力を育むために、欠くことのできないものです。とりわけ、日頃から多彩で優れた文化芸術に触れることは、次代を担う子どもたちの感性や創造性を豊かにし、生きる力を大きく育てていきます。

文化芸術の振興は、このまちを愛し、このまちに集う人びとの結び付きを生むとともに、このまちを広く発信する上で重要な役割を果たします。

ここに富士見市は、文化芸術のさらなる振興を目指す基本理念や施策を明らかにするため、この条例を制定します。

富士見の文化的・歴史的な特性、文化芸術の重要性、当市の文化芸術振興に関する果たすべき役割を総論として記述した。

文化芸術の役割や意義を総論として示した。富士見市の歴史を述べるなかで文化芸術の営みを表した。

富士見市は、市民主体の多種多様な文化活動が公民館等の地域で実践され、そのことが礎となって文化が私たちの生活に根付いてきたという当市の独自の文化芸術活動の歩みを述べた。

文化芸術の振興が社会のなかで果たす役割を述べた。果たす役割の一つである「市民一人ひとりの心豊かな生活」とは、心の平穏だけでなく物質的な豊かさも含めた一人ひとりの幸せな生活を意味する。また、未来を担う子どもたちに果たす役割の重要性を改めて記述した。

基本構想の目標でもあり、未曾有の災害を経験し学んだ文化芸術を通じての人と人の結びつきや富士見市を文化芸術活動を通じて世界へも発信していきたいという当市ならではの文化芸術の振興に期待するものを述べた。

第1条【目的】

この条例は、文化芸術に係る基本理念及び施策の基本となる事項を定め、市民、団体及び市の役割を明らかにするとともに、市民及び団体が主体的に文化芸術活動に取り組む施策を推進し、もって市民一人ひとりの心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

条例に規定する基本事項とともに、この条例の目指すべきもの条文化した。

この条例が富士見市の文化芸術に係る基本理念や施策の基本であるということ第一義的な目的とした。また、文化芸術の振興を市民・団体・行政の協働によって振興するため、「市、市民及び団体の役割」を明らかにすることを述べた。条例の目的が文化芸術の振興のみでなく、ひとり一人の心豊かな暮らしの実現と文化芸術を活用した地域づくりであることを示した。

「団体」とは、「企業・教育機関（学校や社会教育機関）・特定非営利活動法人・文化芸術団体・地域の団体等（町会や商店会など）文化芸術の振興に様々な立場から関わる広い意味での団体を指している。

第2条【定義】

この条例において「文化芸術」とは、感性を豊かにするもので、多様な文化芸術領域を含むものとする。

2 この条例において「文化芸術活動」とは、広く文化芸術を鑑賞し、これに参加し又はこれを創造し発信することをいう。

条例の定義する「文化芸術」「文化芸術活動」とは何か、また領域や責任分野を条文化した。

「文化芸術」の定義は、固定化できる概念ではなく、「自然」と同じように多様な領域であることを述べた。また、この条例における、「文化芸術活動」とは、広く文化芸術を「鑑賞すること」「参加すること」「創造すること」「発信すること」とした。文化芸術活動の一環である「参加すること」とは、文化芸術を支援する活動も含めた広義の意味の文化芸術への参加と位置づけている。

第3条【基本理念】

文化芸術の振興に関する本市の基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 文化芸術活動を行うことは市民及び団体の権利であり、これを尊重する。
- (2) 文化芸術活動を行う市民及び団体の自主性及び創造性を尊重する。
- (3) 市民及び団体が文化芸術活動を等しく行うことができる環境の整備と活動を支える人材の育成を図る。
- (4) 文化芸術活動を通じて人と人との交流が深められるよう配慮する。
- (5) 地域の伝統的な文化芸術が将来にわたり引き継がれるよう配慮する。
- (6) 文化芸術活動を行う市民及び団体並びにそれ以外のものの意見が反映されるよう配慮する。

文化芸術を振興する原則や目標を条文化した。文化芸術振興の大綱ともいえる条文となる。

「文化芸術」は、憲法13条(生命・自由・幸福追求権)や憲法21条(表現の自由)の規定で保障された、市民の権利であること第一義の基本理念でありことを述べた。併せて憲法の規定で保障された市民の文化芸術活動の自主性及び創造性の権利(自由権的文化権)は尊重されることを定めた。このことは、自主性の尊重とともに行政の文化芸術の内容への不介入を意味する。また、文化芸術活動の整備の必要性和活動を支える人材(芸術家・観客・劇場の職員、協賛企業の社員など具体的に文化芸術活動を支える人たち)の育成を述べた(社会権的文化権)。

文化芸術が人々に癒しや繋がりを創り出す重要な手段であることから、文化芸術活動を通じた交流が図られることを示した。

地域の伝統文化の伝承の必要性を示した。

文化芸術の振興にあたっては、文化芸術の枠に囚われない幅広い市民や団体の意見が反映される必要があることを述べた。

第4条【市民の役割】

市民は、自らが文化芸術活動を担う主体として、様々な文化芸術活動を行うことにより文化芸術の振興に寄与するとともに、相互に理解し、尊重し、交流を深めるよう努めるものとする。

文化芸術振興の担い手としての市民の役割を条文化した。

文化芸術活動は、市民が主役であることから、「市民の役割」を第1に定めた。文化芸術活動の担い手とは、文化芸術活動を担う主体、すなわち、「すべての市民」を意味している。市民の認識や自覚、努力目標を示した。

第5条【団体の役割】

団体は、自主的に文化芸術活動を展開するとともに、地域社会の一員として市民の文化芸術の振興に努めるものとする

文化芸術振興の担い手としての団体の役割を条文化する。

文化芸術活動を行う企業・事業者・NPO等の役割を述べた。団体自らが文化芸術活動の進める努力と社会に一員として、団体が文化芸術の振興に寄与(経済的な支援も含めて)をする役割を示した。

第6条【市の責務・役割】

市は、第3条の基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

予算措置や施策体系の明確化、総合的な施策を推進など市の文化芸術を振興する上での責務や役割を条文化する。

市の役割、責務の第1を文化芸術の振興に関する施策体系の明確化や総合的な実施とした。財政措置の努力の必要性を示した。文化芸術振興基本法では、地方公共団体の施策の実施による社会権的な文化権の確立に努めることを規定していることから、行政の場合は、表題に責務とした。

第7条【基本施策】

市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 文化芸術の振興のための基本計画の策定、実施及び評価に関すること。
- (2) 市民及び団体が文化芸術活動を行うための場及び機会の提供に関すること。
- (3) 文化芸術の振興を効果的に行うための調査及び情報提供に関すること。
- (4) 文化芸術活動を支える人材の育成及び支援に関すること。
- (5) 地域に根ざした伝統文化の継承及び活用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興を図るために必要な事項

市が行う基本的な施策の方向性を明記した。特に(1)では、基本計画の策定に関する事を示し、行政が評価する施策実施を明記した。(2)で規定する市民及び団体とは、全ての市民及び団体を意味する。(青少年や高齢者、障がいを持つ方々への施策展開を含む)また、文化芸術活動を支える人材(文化芸術活動を具体的に支える人たち、芸術家、観客、劇場職員、協賛企業の社員など)の育成、幅広い市民の文化芸術活動への参加促進、伝統文化の継承と活用の必要性を示した。

文化芸術振興条例の目的達成のための市の基本的な施策を条文化した。

第8条【基本計画の策定】

市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の作成段階において、次条に規定する推進機関の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、広く市民の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

市は文化芸術振興を総合的に行うための文化芸術基本計画を策定することを条文化した。

文化芸術振興を総合的かつ計画的に推進するための計画策定を実施することを述べた。市の義務として、基本計画の策定をはじめるときには、計画策定段階から委員会を設置し意見を聴く必要や基本計画決定前に市民からの公聴の機会を設置することを示した。

第9条（推進機関の設置）

市は、文化芸術の振興に関する施策を推進するため、推進機関を設置するものとする。

2 推進機関は、文化芸術の振興に関する施策、基本計画の策定等に係る調査検討及び提言を行うものとする。

市は基本計画の策定、計画の振興管理・文化芸術施策の評価などを行う第3者機関を設置することを条文化した。

文化芸術振興のための第3者機関設置を示した。委員会は、文化芸術に関する施策の進行管理(市民の評価や見直しを含む)を行なう。政策プロセス市民参画の推進を目的としている。また、第9条で定める委員会とは、報酬を伴う審議会形式ではなく、要綱によって定める市民協働による委員会である。

第10条（委任）

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。



条例策定検討委員会

富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 富士見市の文化芸術の振興に関する基本的事項などを定める富士見市文化芸術振興条例（以下「条例」という。）及びこれに基づく富士見市文化芸術振興計画（以下「計画」という。）の策定について検討するため、富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査及び検討し、市長に報告するものとする。

- (1) 条例及び計画に盛り込むべき項目及び内容に関すること。
- (2) 条例及び計画の策定に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 文化芸術等活動団体の代表者
- (3) 市民文化会館キラリふじみの代表者
- (4) 行政機関の職員

2 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(専門委員)

第4条 委員会に、調査及び検討を円滑に行うため、専門委員1人を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、委員会の会議に出席し、意見等を述べることができる。ただし、議事の裁決に加わることができない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により、これを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、自治振興部地域文化振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会 委員

	氏名	選出要件	要綱
1	野村 東央留	公募市民	設置要綱第3条の(1)
2	秋元 節子	文化芸術等団体代表(南畑公民館 お月見一座事務局長)	設置要綱第3条の(2)
3	阿部 恵美子	文化芸術等団体代表(水谷東公民館 極楽とんぼ代表)	設置要綱第3条の(2)
4	西村 繁雄	文化芸術等団体代表(NPO法人 日本アーツセンター理事長)	設置要綱第3条の(2)
5	加藤 健司	文化芸術等団体代表(富士見市音楽連盟 会長)	設置要綱第3条の(2)
6	岡田 一忠	文化芸術等団体代表(富士見市美術協会 会長)	設置要綱第3条の(2)
7	大橋 民子	文化芸術等団体代表(富士見市文化協会副会長 芸能部長)	設置要綱第3条の(2)
8	吉川 節男	文化芸術等団体代表(富士見市民謡連盟事務局長・南畑第2町会長)	設置要綱第3条の(2)
9	井上 一晴	文化芸術等団体代表(ぶるべり☆ちっぷす代表)	設置要綱第3条の(2)
10	並木 克美	文化芸術等団体代表(富士見市民吹奏楽団渉外委員長)	設置要綱第3条の(2)
11	山下 洋子	文化芸術等団体代表(キラリかげぎ団 副団長)	設置要綱第3条の(2)
12	松井 憲太郎	富士見市民文化会館キラリふじみ館長	設置要綱第3条の(3)
13	多田 淳之介	富士見市民文化会館キラリふじみ芸術監督	設置要綱第3条の(3)
14	今井 寛	富士見市教育委員会 教育部長	設置要綱第3条の(4)

専門委員

市橋 秀夫	埼玉大学教養学部 教授	設置要綱第4条
-------	-------------	---------

富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会 第1回会議録	
日時	平成23年6月27日(月)18:30~20:30
会場	富士見市役所 市長公室
出席者 (欠席者)	<p>■星野信吾富士見市長</p> <p>■委員(順不同・敬称略) 加藤健司、西村繁雄、野村東央留、秋元節子、阿部恵美子、岡田一忠、大橋民子、吉川節男、井上一晴、並木克美、山下洋子、松井憲太郎、多田淳之介、今井寛</p> <p>■専門委員(敬称略) 市橋秀夫</p> <p>■事務局 渡辺自治振興部長事務代理、市川地域文化振興課長、近藤主査、原山主事補</p> <p>《欠席者》 なし</p>
会議内容	<p><委嘱状交付式></p> <p>1 開会 自治振興部長事務代理</p> <p>2 委嘱状交付 市長から委嘱状を交付。</p> <p>3 市長 あいさつ 市長</p> <p>4 閉会 自治振興部長事務代理</p> <p><文化芸術振興条例等策定検討委員会第1回会議></p> <p>1 会議開会 地域文化振興課長</p>

2 委員・事務局 自己紹介

3 議事

地域文化振興課長が議事を進行した。

(1) 委員長、副委員長の選出

互選により、加藤健司委員を委員長に、西村繁雄委員を副委員長に選出した。

(2) 課題提起

専門委員より、文化芸術振興条例策定にあたっての討議のポイントについて課題提起を行った。

(3) 今後のスケジュールについて

今後のスケジュールおよび議事内容について意見交換を行った。

委員) 条文のひとつひとつの言葉に込められている趣旨などについて深い議論をしたい。また、「(仮称)文化芸術振興条例」というものが果たす役割について、委員の中で再確認する学習・研究の機会が必要だと思う。

委員) スケジュールについてはメリハリを持って組み立て、重要な事項をきちっと議論する姿勢でのぞみたい。

事務局) スケジュールにある定例の策定検討委員会以外でも、作業部会や学習会等をもって定例の会議を補っていきたい。

委員) 委員自らが主催する研修会等もあって良いと思う。

事務局) 研修の機会についてはなるべく実施する方向で検討したい。

事務局) 以上のご意見を受けて、次回以降の会議内容を決めたいと考える。委員長・副委員長、およびキラリふじみ館長、専門委員と事務局で、定例の会議を行なう前に討議内容についての打合せを行なっていきたい。

(4) 次回会議について

下記のとおり日時・会場を決定。

日時：7月19日（火曜日）午後6時30分

会場：水谷公民館

4 閉会あいさつ

委員長

以 上

富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会 第2回会議録	
日時	平成23年7月19日(火) 18:30～20:30
会場	水谷公民館 会議室
出席者 (欠席者)	<p>■委員(順不同・敬称略) 加藤健司、西村繁雄、野村東央留、秋元節子、阿部恵美子、岡田一忠、大橋民子、吉川節男、井上一晴、並木克美、松井憲太郎、今井寛</p> <p>■専門委員(敬称略) 市橋秀夫</p> <p>■事務局 市川地域文化振興課長、近藤主査、原山主事補</p> <p>《欠席者》 ■委員(順不同・敬称略) 山下洋子、多田淳之介</p>
傍聴人	あり(1名)
会議内容	<p>1 会議開会 地域文化振興課長</p> <p>2 資料説明 事務局より、資料の配布・説明を行なった。</p> <p>3 議事 進行：委員長 (1) 条例の全体のイメージについて 委員長) 本日の会議は、条例の具体的な条文を考える前段階として、日頃から各自が考えている「富士見市における文化芸術の将来像」について、率直に語り合う場としたい。 委員) 今回の議論を進めるうえでは、「文化」とは何か、「芸術」とは何かという定義を考える必要がある。 委員) 「文化」と「芸術」の定義をそれぞれ明確に言い切るということというよりは、議論の中で区別して考えることだと思う。 委員) 富士見市で縄文時代以降培われてきた歴史・風土を活かしながら、次世代である子ども達に「住んでよかった」と思われるようなまちづくりが必要だと思う。文化芸術振興条例策定もそのひとつの手段だと思う。 委員) 若いうちに上質な文化芸術にふれることで、豊かな感性、</p>

健全な精神を育めるのではないかと考える。子どもが文化芸術にふれる機会を増やせるようにしたい。

委員) 子どもは親や周りの大人を見て育つため、子どもだけではなく大人にも目を向けた文化芸術施策も必要ではないだろうか。働く世代も文化芸術にふれられるようにするべきではないか。

委員) 市民の活動において20代～50代の参加が少ないと感じる。子ども時代に豊かな文化芸術にふれる機会のなかった世代が親になっている時代なのではないか。“60代になり、生活にゆとりができたなら芸術活動に参加する”というライフスタイルになってしまっている。

委員) 生活にゆとりがあっても、幼い頃の経験がなければ文化芸術活動に参加しないのではないか。先行投資ではないが、子どもの頃に豊かな経験をさせることは大切だと考える。

委員) やはりまだ、文化芸術にふれる環境が不十分ということなのではないか。条例策定の効果として、20代～50代の市民に文化芸術にふれる機会をもたらすことはできないものだろうか。

委員) 環境づくりにおいて言えば、「キラリふじみ」が拠点になって、演劇・音楽・美術など鑑賞できる。ただし、文化芸術と呼べるジャンルは幅広い。たとえば文芸など、現在の「キラリふじみ」では主だった活動が希薄な分野もある。それらを「キラリふじみ」とどういう関係を持たせていけるかが問題だ。

委員) 3月に行なわれたシンポジウムでも話が出たが、条例を作って環境整備を行うには、現在の状況に問題意識を持つことが必要だ。やはり、現代社会に必要なものを創り出すことが求められている。ただし、昔のままのやり方では、現代の人の心をつなぐことはできない。だからといって、「文化芸術は明るい未来を創るうえで切り札になります」「文化芸術さえあれば明るい未来を築くことができます」などと言い切ることも、未来を作ることの実態に踏み込めていないようだとめられる。現在不足しているものや、あるいは身の回りにすでにあるけれど、改めて手をかける必要があるものといったところに目を向けた方が良いのではと考える。富士見市には、伝統的な農村型コミュニティ、60～70年代頃に市内に転居してこられた方々によるコミュニティ、そして近年の都市化に伴うコミュニティがあると思う。そういう違ったコミュニティの方々が合流できるイベントがあればとも考え

る。

委員) 芸術は、問題のない社会よりはさまざまな問題を抱えた社会で展開したほうが面白いものが生まれるのではないかと。芸術活動においては、輝かしい未来に目を向けるのではなく、自分たちの抱える難しい問題を見つめたほうが、発展的になったり自分たちなりのテーマが浮かび上がったりする。「輝かしいものを創ろう」と思ってやるのは漠然としていて大変なことだが、「この問題に目を向けよう」と思えば具体的な手がかりが見えてくるからではないか。

委員) 全市民が文化芸術に参加しやすい環境づくり、そしてそれを推進する方策が必要だ。さきほど、子どもに限らず着目したいという意見も出た20代～50代だが、生活の中でさまざまな悩みや問題を抱えている人が少なくないのではないかと。そういった方々がより心豊かな生活を送れるようにするためにも、文化芸術の力は必要である。市民の方の文化芸術活動の入り口とも言えるキラリふじみの活用については、特に子ども、高齢者、障がい者のニーズを優先するべきだと考える。富士見市は都心まで一時間以内で行くことができる至便な地域でもあるが、出かけることが難しい方々もいらっしゃるので、地元で多彩で上質なものを提供することが求められると考える。

委員) いろんなご意見があったが、やはり考えなくてはならないのが、なぜ文化芸術でなくてはいけないのか、という問題だ。スポーツや福祉でも、健全な心の育成や、人と人を繋ぐことはできる。文化芸術にしかできないこととは何かという部分を今後話し合えたらと考える。

(2) 次回会議日程、計画について

次回の視察研修の会議日程について調整を行なった。

日時：8月25日（木曜日）午前10時00分

会場：杉並区立杉並芸術会館（座・高円寺）

小金井市役所

(3) その他

次々回の会議日程について調整を行なった。

日時：9月20日（火曜日）午後6時30分

会場：水谷公民館

4 閉会あいさつ
委員長

以 上

富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会 第3回会議録	
日時	平成23年9月20日(火) 18:30~20:30
会場	水谷公民館 講座室
出席者 (欠席者)	<p>■委員(順不同・敬称略) 加藤健司、西村繁雄、野村東央留、秋元節子、阿部恵美子、岡田一忠、大橋民子、吉川節男、並木克美、松井憲太郎、今井寛</p> <p>■専門委員(敬称略) 市橋秀夫</p> <p>■事務局 市川地域文化振興課長、近藤主査、原山主事補</p> <p>《欠席者》</p> <p>■委員(順不同・敬称略) 井上一晴、山下洋子、多田淳之介</p>
傍聴人	なし
会議内容	<p>1 会議開会 地域文化振興課長</p> <p>2 資料説明 事務局より、資料の配布・説明を行なった。</p> <p>3 議事 進行：委員長 (1) 条例の構成について 協議の結果、以下の条例構成(案)を検討委員会の案とした。</p> <p>前文 第1条(目的) 第2条(定義) 第3条(基本理念) 第4条(市民の役割) 第5条(団体の役割) 第6条(市の責任・役割) 第7条(基本施策) 第8条(基本計画の策定) 第9条(第3者機関の設置) 第10条(文化振興基金の活用)</p>

また、今後の議論の中で条文構成（案）を変更する場合もあることを確認した。

（２）条例の内容について

委員長・副委員長・専門委員・キラリ☆ふじみ館長・事務局で事前に検討した「前文／第１条（目的）／第２条（定義）」の条文（案）をもとに検討を行った。

① 前文について

委員長） この会議で出されたご意見をもとに、条文（案）をさらに推敲していきたい。

副委員長） 前文というものは、条文とは違い、比較的自由な言葉で全体の方針を語るができる。いわば条例の「顔」であり、全体の印象を決める部分なので、ぜひ委員の思いを込めていただきたい。

委員） これからの指針にしていく条例なのだから、未来への展望について目を向ける内容にしてはどうか。

委員） 読みやすさも重要ではないか。文字数や言葉の使い方等も検討し、市民にわかりやすいように平易なものが望ましい。

委員） 富士見市の文化芸術の特徴や個性を主張することを検討したい。

副委員長） 他の自治体と比較してみても、キラリ☆ふじみという施設を核にした活動の蓄積があるという部分は特徴的ではないか。

また、前文については、今日この場で完璧なものを仕上げなければならないわけではなく、あらゆる条文を作り終わった後に最終形が完成していればよいと考える。最終的に、ひとつひとつの条文を見直しながら、再度調整していけばよいのではないか。

委員） こうして意見を出すだけでなく、委員がそれぞれに前文の条文（案）を書いてはどうか。それを事務局のほうで集約し、委員長・副委員長、および専門委員と検討し、再度議論してはどうか。

委員長） 文章にするのが難しい場合は、今回の条文（案）に一部加筆訂正を加えたり、ポイントを伝えたりする形でよいので、ご意見を提出していただき、再度検討したい。

② 第１条（目的）について

委員) 第1条の条文において「市、市民及び団体等の役割を明らかにする」とあるが、たとえば商店街や企業など、文化芸術活動への参画を充実させる必要から「団体等」が何を指すかを定義する必要がある。

委員長) 支援をする側の体制作りという部分は大切な提案なので、条文(案)の内容に団体等の定義を加え、字句などの修正をしたうえで検討委員会の提案としたい。

③ 第2条(定義)

委員) 「芸術文化」ではなく「文化芸術」という表記で統一する意味は。

事務局) 文化芸術振興基本法の中でも「文化芸術」という言葉が使われている。その法律制定に関する国会答弁によると、芸術を中心にした文化として受け止められる「芸術文化」ではなく、それぞれの分野が並列なものとしてとらえられる「文化芸術」という表記をしたという記録がある。

委員長) 「芸術文化」と表記する自治体もあるが、条文で「文化芸術」の内容を定義すれば本条の目的は達成できるので、「文化芸術」という表記にし、第2条(定義)についても、条文(案)の内容に字句などの修正をしたうえで検討委員会の提案としたい。

(3) 東京大学大学院への訪問研修について

小金井市の条例策定に関わった東京大学大学院小林真理教授から教示をいただくため、9月30日(金)に委員長・副委員長・松井委員・市橋専門委員・事務局にて東京大学大学院を訪問する。

(4) 次回の会議日程について

日時: 10月31日(月曜日)午後6時30分

会場: 水谷公民館

4 閉会あいさつ

委員長

以 上

富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会 第4回会議録	
日時	平成23年10月31日(月)18:30~20:30
会場	水谷公民館 講座室
出席者 (欠席者)	<p>■委員(順不同・敬称略) 加藤健司、西村繁雄、野村東央留、阿部恵美子、岡田一忠、大橋民子、 並木克美、山下洋子、松井憲太郎、今井寛</p> <p>■専門委員(敬称略) 市橋秀夫</p> <p>■事務局 市川地域文化振興課長、近藤主査、原山主事補</p> <p>《欠席者》</p> <p>■委員(順不同・敬称略) 秋元節子、吉川節男、井上一晴、多田淳之介</p>
傍聴人	なし
会議内容	<p>1 会議開会 地域文化振興課長</p> <p>2 資料説明 事務局より、資料の配布・説明を行なった。</p> <p>3 議事 進行：委員長</p> <p>(1) 前回の確認(前文・目的・定義)について 委員) 条文の表現について提案がある。平易でやわらかい言い方が望ましいので、条文の語尾を「～である」「～だ」調ではなく「～です」「～ます」調にしてはどうか。</p> <p>幹事) 条例の中でも、文化に関する条例は特徴的で、前文が非常に長く設けられていることが多い。つまり、その条例の持つ性格付けや文化に対する想い等を前文に込めているということだ。だから、表記に重点を置くのであれば前文を対象に考えてはどうかと思う。また、条例は法律であるので決まり事が多いが、条例策定後には基本計画が創られる。そこには制約が少ないため、市民にとって読みやすい、やわらかい言葉で語ることができる。</p> <p>※「～です」「～ます」といった表現が条文として可能かどうか</p>

法規担当に事務局で確認することとした。

委員) 「地域団体」とは具体的に何か。たとえば、地元の商店街などはこれに含まれるのか？ここでは、自らが文化芸術の主体とならなくても、参加・参画する団体についても地域団体のひとつとして考えたい。

幹事) 文化芸術に関しては、活動支援も含めて自主性、積極性があることが前提となる。「条例に謳っておかないと何かができない」ということでは困るし、書ききれないのではないか。もちろん、助成金の問題など現実的な話としては、こうした条文に具体的に謳ってあることが援助の引き金となるという事情は理解できるが、まず「自分たちでこれをやろう」という意識が必要で、条文はそれを支えるものだと考える。

委員) 「地域団体」ではなく、「地域の団体」という言い方はどうだろう。

※より広い意味で解釈できるので「地域の団体」と記載することとする

幹事) 団体の内訳として書かれているものとして「教育機関」とあるが、これはたとえば学校のことだろうか。

委員) 学校のほか、社会教育機関（公民館、図書館）も含めたい。

委員) 団体の内訳については、「文化団体」という記載もあるが、これは「文化芸術団体」としてはどうだろう。

※委員の合意で「文化芸術団体」と記載することとする。

●第1条についてのまとめ

- ・「文化団体」→「文化芸術団体」に変更
- ・「地域団体等」→「地域の団体等」に変更

委員長) 東京大学への訪問調査の結果、小金井市の芸術文化条例では、「芸術文化」と表記しているのは、小金井市固有の地域事情があるということなので、当市の条例では「文化芸術」という表記で統一したい。

委員) 「文化芸術」＝「感性を豊かにするもの」ということだが、これだけだと文化芸術の定義として不十分ではないか。

委員) たしかに文化芸術の定義を書くべき条文ではあるが、それは前文にも書かれてしかるべきことだ。前文と重複してしまわないよう、バランスをとる必要があるのではないか。

委員) 文化芸術が、多様な活動であることは定義として必要だと考える。

委員) 文化芸術活動の定義だが、「参加」という記述の意味として「支援すること」は含まれるのか。

※委員の合意で文化芸術活動の「参加」とは「支援すること」も含めたものであることとした。

●第2条についてのまとめ

- ・文化芸術の定義については、前文とあわせて要検討
- ・文化芸術活動の定義については、「参加」とは「支援すること」も含めた意味であることとした

(2) 第3条 基本理念・第4条 市民の役割・第5条 団体の役割・第6条 市の役割、責務 について条文の素案をもとに討議する

委員) 第3条条文の案にもとづき、基本理念の表記は以下のとおりでよいと考える。

- ① 文化芸術を行う市民の権利
- ② 自主性の尊重・行政の文化芸術の内容への不介入
- ③ 環境整備
- ④ 文化芸術によって市民相互の絆が深まる

幹事) 第3条だけを俯瞰して見ると、きれいに小さくまとまりすぎにも思う。ダイナミックさが感じられるとさらによいと思うので、前文でも表現したい。

委員) 文化芸術を産業化する発想であるとか、市民以外の人との関わりなど、広がりがあってもよい。

委員) 富士見市の魅力は、都市部と農村部が両方存在していることだと考える。そうした、富士見らしい環境を生かす仕組みがほしいが、そういったことも含められないだろうか。

幹事) 富士見らしさについては、前文で入れるとよいと考える。

委員) 細かい言葉について見ていくと、(3)の「環境の整備とそれを支える人材の育成」というところは、「環境の整備を支える人材」とも読めてしまうので、「環境の整備と活動を支える人材の育成」としてはどうか。

委員) (4)の全文は「市民が互いに文化芸術を理解し尊重することにより、市民同士の絆を深めることを図る」となっているが、「互いに文化芸術を理解し尊重する」といったことなど、意味として通じにくい。もう少しやわらかい、シンプルな言い方はできないだろうか。

委員) たとえば、「市民及び団体が文化芸術活動を通して絆を深めることを図る」といった言い方でまとめてはどうだろうか。

●第3条についてのまとめ

- ・(1)～(3)の「市民」を「市民及び団体等」に変更する
- ・(2)の「また、市は文化芸術の振興に関する施策の実施にあたっては、」を「また、文化芸術の振興に関する施策の実施にあたって市は、」とする
- ・(3)「環境とそれを支える人材」を「環境と活動を支える人材」とする
- ・(4)は「市民及び団体が文化芸術活動を通して絆を深めることを図る」とする

●第4～6条についてはそのまま

●前文については引き続き検討

(3) 次回の会議日程について

次回の会議日程について調整を行なった。

日時：11月21日(月曜日)午後6時30分

会場：富士見市民文化会館キラリふじみ

4 閉会あいさつ

委員長

以 上

富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会 第5回会議録	
日時	平成23年11月21日(月) 18:30~20:30
会場	富士見市民文化会館キラリふじみ 展示・会議室
出席者 (欠席者)	<p>■委員(順不同・敬称略) 加藤健司、西村繁雄、野村東央留、秋元節子、阿部恵美子、岡田一忠、大橋民子、吉川節男、並木克美、山下洋子</p> <p>■専門委員(敬称略) 市橋秀夫</p> <p>■事務局 市川地域文化振興課長、近藤主査、原山主事補</p> <p>《欠席者》</p> <p>■委員(順不同・敬称略) 井上一晴、松井憲太郎、多田淳之介、今井寛</p>
傍聴人	なし
会議内容	<p>1 会議開会 地域文化振興課長</p> <p>2 資料説明 事務局より、資料の配布・説明を行なった。</p> <p>3 議事 進行：委員長 (1) 前回の確認(基本理念・市民の役割・団体の役割・市の役割、責務) 第3条(基本理念)についての修正箇所を確認した。</p> <p>(2) 第7条 基本施策・第8条 基本計画の策定・第9条 推進機関の設置の討議</p> <p>委員長・副委員長・専門委員で検討した素案にもとづき検討した。</p> <p>委員) 第7条(5)の「地域に根ざした伝統文化の継承及び活用」の部分については、「伝統文化の保存・継承及び活用」としてはどうか。</p> <p>委員) 「継承」というのは「保存」を含む意味合いなので、不要で</p>

は。

委員) 「保存」というと「文化財」が考えられるが、「文化財」は幅も広くまた法律も整備されているので、この条例では対象とせず、あくまで人から人への伝承を考えるという立場ではどうか。

委員) そうした背景があるのであればそのまま問題ない。

第7条(5)については変更なしとなった。

委員) 人材育成についての施策もあったほうがよいのでは。

委員長) 基本理念について書かれた第3条の(3)で「活動を支える人材の育成」について謳っているので、重複を避ける意味で第7条の基本施策の中には記載していない。ただ、明石市や小金井市の条例では、基本理念だけでなく基本施策にも「人材育成」への言及がみられる。

委員) 第7条(4)に「青少年、高齢者及び障がい者の文化芸術活動への参加の促進に関すること」とあるが、ここの「青少年、高齢者及び障がい者」は「すべての市民」としてはいけないのだろうか。

幹事) ここの項目については、素案を協議した時には「青少年の文化芸術活動への参加の促進に関すること」「高齢者の文化芸術活動への参加の促進に関すること」「障がい者の文化芸術活動への参加の促進に関すること」といったように、3者それぞれに別項目としていたが、議論の中でひとつの条文とした。いずれにしても、青少年、高齢者、障がいをもつ方々については、特記して重点化を図ろうというねらいであった。

委員) では、「ここに挙げられた以外の市民は施策の対象としない」という理解をされる心配はないか。

委員長) 第7条(2)で、「市民及び団体等が文化芸術活動に参加するための場及び機会の提供に関すること」という言い方のもと、すべての市民が対象と謳われている。

委員) 青少年に対する支援は、次世代のアーティストの育成という意味で特に重点化するべきだとも思う。学校でのアウトリーチなどの活動を通して、新しい文化芸術の萌芽をはぐくむことに繋がると考える。

幹事) そういったイメージを持っているのであれば、それは「青少年の」という言葉だけでは確かに不十分だ。

委員) そもそも、「基本理念」には含まれているのに「基本施策」には書かれていないのでは、具体性がないのではないか。

委員) アウトリーチのようなアーティスト育成については、キラリふじみの事業の中でもすでに行っている。

委員) 他の自治体では、「文化芸術活動の担い手」という書き方で、アーティストを育てる施策について謳われている。当市もそのような施策の充実を図った方がよいと考える。

※第7条のまとめ

- ・新たに「文化芸術活動の担い手の育成及び支援に関すること」という項目を追加することとした。

委員長) 素案を協議した時には、第8条が「基本計画の策定」、第9条が「推進機関の設置」であった。協議の中で、推進機関が基本計画に関する提言を行う役割を担うという理由で、第8条を「推進機関の設置」、第9条を「基本計画の策定」という提案にした。

事務局) この件については、法規担当者と確認しながら最終決定したい。

委員) 了解した。

委員長) 「推進機関」という表現も、素案協議の時に少々わかりにくいのではないかという意見があったが。

委員) 中身が重要であり、名称にこだわる必要はないと考える。

委員) まずはしっかりと定義され、さらに基本計画の策定にともない必要な機能を果たすものになるのであれば、「推進機関」のままよい。

委員) ただ、多くの市民が「推進機関」という言葉になじみがない。「委員会」という言い方のほうがなじみやすいのではないか。

委員) それでは、仮に「委員会」と呼んではどうか。

委員長) その「委員会」について、今後事務局ではどのような計画を持っているのか。

事務局) 平成24年9月に委員を委嘱し、計画への提言を検討したいと考えている。

※第8条のまとめ

- ・「推進機関」を「委員会」として提案する。
- ・ただし、第8条及び第9条の順番ならびに「委員会」という呼称については、法規審査と確認する。

委員) 表現について気になることがある。第9条の2には「市長は、基本計画の策定にあたり、推進機関の意見を聴かなければならない」とあり、また第9条の3には「市長は、基本計画を策定するときは、あらかじめ広く市民の意見を反映させることがで

きるよう適切な措置を講じなければならない」とある。まず推進機関の意見を聴きながら策定をし、その後の段階で市民の意見を反映させるという順番になっているのであれば、時系列を示す言い方が適切でないのではないか。

委員) 第9条の2は「基本計画の策定をしようとするときは、あらかじめ推進機関の意見を聴かなければならない」としたほうが、「事前に」という意味としてわかりやすいと思う。

委員) それに対応させて、第9条3は「基本計画を策定するにあたって、広く市民の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない」とすれば、第9条の2よりも後のプロセスであることが自然である。

委員長) 異議がなければそのようにしたい。

※第9条のまとめ

- ・第9条の2は「基本計画の策定をしようとするときは、あらかじめ委員会の意見を聴かなければならない」とする。
- ・第9条3は「基本計画を策定するにあたっては、広く市民の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない」とする。

(3) 次回の会議日程について

次回の会議日程について調整を行なった。

日時：12月19日（月曜日）午後6時00分

会場：富士見市役所 第1会議室

4 閉会あいさつ

委員長

以 上

富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会 第6回会議録	
日時	平成23年12月19日(月) 18:00~20:00
会場	富士見市役所 市長公室
出席者 (欠席者)	<p>■委員(順不同・敬称略) 西村繁雄、野村東央留、秋元節子、阿部恵美子、岡田一忠、大橋民子、吉川節男、井上一晴、山下洋子、松井憲太郎、今井寛</p> <p>■専門委員(敬称略) 市橋秀夫</p> <p>■事務局 市川地域文化振興課長、近藤主査、原山主事補</p> <p>《欠席者》 ■委員(順不同・敬称略) 加藤健司、並木克美、多田淳之介</p>
傍聴人	なし
会議内容	<p>1. 会議開会 地域文化振興課長</p> <p>2. あいさつ 西村副委員長</p> <p>3. 資料確認 事務局より、資料の配布・説明を行なった。</p> <p>4. 議事 進行：副委員長 (1) 前回の確認(基本施策・基本計画の策定・推進機関の設置) 第7条(基本施策)についての修正箇所を説明した。</p> <p>(2) 条文の字句の確認 条文第1条から第9条までを検証し、下記の字句については定義づけることを確認した。</p> <p>①文化芸術活動の「担い手」及び「支える人材」 「担い手」の定義(第4条 条文より) <u>市民は、自らが文化芸術活動を担う主体であることを自覚し…</u> 文化芸術活動を担う主体＝「すべての市民」とする</p>

「支える人材」の定義（第3条 条文より）

…文化芸術活動（中略）を支える人材の育成が図られるものとする。

文化芸術活動を支える人材＝「文化芸術活動を具体的に支える人たち」とする（芸術家、観客、劇場職員、協賛企業の社員等）

②第7条に追加した条項（4）について

上記の定義を考慮し、「文化芸術活動を支える人材の育成及び支援に関すること」とする

③「芸術家（アーティスト）」について

「プロ・アマチュアを問わず、文化芸術を創造、発信する人」とする

※“文化芸術を鑑賞する人”は含まれない

④第7条（5）の見直し

【旧】「青少年、高齢者及び障がい者の文化芸術活動への参加の促進」



「文化芸術活動」とは、広く文化芸術を鑑賞・創造・発信・継承すること、またはこれに参加することをいう。
(第2条 条文より)

「参加」という意味が二重になってしまうので下記のとおり改める

【新】「青少年、高齢者及び障がい者の文化芸術活動の促進

議院) 他に、条文の字句についてご意見を頂戴したい。

委員) 第7条（1）の「文化芸術の振興のための計画の策定並びに事業の評価に関すること」とあるが、これは具体的にどういったことか。「市が一方向的に評価する」という解釈をされるおそれはないか。

副委員) 具体的には、「市長が独断で評価するなど、客観性が大きく損なわれる」といった状況になることが懸念される。もう一方で、「評価そのものがおざなりにされる」といった状況も好ましくない。ただ、富士見市のこれまでの姿勢をふまえて解釈すれば「第三者による委員会などを通じ、できるかぎり公平な立場になるよう配慮をしながら評価する」となるのではないか。市民要求と合致しないことを防ぐという役割までは、この条文に持たせることが難しい。

委員) 文化施設の事業評価について言えば、全国的に見ても課題だ

といわれている。行政が事業評価をきちんと行えている自治体はかなり珍しい。適切な形で計画ができていないために評価がうまくいかなかったり、評価する上で何を重視するかといった明確なビジョンがなかったりといった例がある。その結果、「集客数」「チケット売上金」といった、わかりやすい数値データのみが評価対象となってしまうことが多いようだが、それが果たして適切なやり方なのかについては大いに疑問である。もちろん今回の当市の条例における言及は、単に文化施設の事業の評価ということに限らないが、計画の立て方、評価する上でのビジョン、評価の方法などについて慎重に考えるべきだ。他の自治体の条例において、その参考になる例はないだろうか。

幹事) 古い条例には、評価にかかわる項目はないが、近年の傾向として、行政の施策全般において、市民の方への説明責任が問われている。したがって文化芸術の条例においても、「計画を創る」と「評価をする」というのは対になって存在するべきだと考える。

委員) この「事業の評価」というのは、具体的には、第三者機関として委員会を作るということか。

事務局) 責任の所在は市にあるとした上で、委員会を作り、事業を評価していただき、提言をいただくということを考えている。

委員) 評価方法についてはさまざまな議論があろう。条文を検討している当委員会では、詳細に掘り下げる議論は必要ないのではないか。

委員) 具体的なプロセスや手順についてはともかく、条文の中に評価について謳うこと自体に意義があると思う。

委員) 細かい問題としては、(1)の中で、「計画の策定」と「事業の評価」に言及しているため、その間にある「実施」が抜けているように感じてしまう。ただ、第7条全体を見れば、「実施」については(2)～(7)で言及されている。

幹事) 確かに、抜けている「実施」という言葉を補うことで一体感が強まる。さらに「事業の評価」を、ただ単に「評価」としてはどうか。策定・実施された計画そのものを評価するという流れが伝わる。

委員の承認を得て、第7条(1)は「文化芸術の振興のための基本計画の策定、及び実施、並びに評価に関すること。」となった。

委員) 第6条と第7条(1)を続けて読むと、「計画の策定」という言葉が両方に出てきて繰り返しになっている。

委員) それでは、第6条のほうを簡潔にして、詳細である施策の柱を第7条(1)で述べる流れにしてはどうか。

委員の承認を得て、第6条は「市は、第3条の基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に実施するものとする。」となった。

委員) 第7条(5)について、「計画が評価される」ということをふまえながら再確認するが、青少年のほかに高齢者、障がい者についても重点的に施策を行うというのは困難ではないだろうか。実際のところ、すぐに成果が出るものとは考えにくい。

委員) しかし、「富士見市としての支援」が必要かどうかという視点で考えてみてはどうだろうか。たとえば、勤労世代といわれる20～50代の方々が文化芸術から離れがちであるという問題はあるのかもしれない。しかしそうした方々の多くは、意思さえあれば他の自治体の施設などの文化芸術拠点にアクセスできる手段がある。一方で高齢者、障がい者に目を向けてみると、たとえば物理的な移動や情報収集において手段が不足しがちで、前述の方々と比べて文化芸術にふれることが難しい傾向があるのではないか。そこで、地元である富士見市でそうした方々に着目した施策を行うことに意味がある。

委員) 青少年だけを残すのが良いとは考えない。市が重点を置くのはやはり「青少年、高齢者及び障がい者」でよいと考える。

委員の承認により、第7条(5)は現状のままとなった。

基本施策

議院) 事前会議の検討結果として、言葉の統一をとるため「文化芸術振興施策」を「文化芸術の振興に関する施策」としたい。

また、「委員会」という言葉を使うかどうかは事務局が法規審査にかけたいとのことなので、決定を保留したい。

「委員会」とした場合でも、報酬等が必要となる「審議会」と解釈される可能性がある。

委員) 審議会になった場合と、そうでない場合とで、決定事項の重要性が変わるということはないのか。

議院) 市長がこの機関の意見を聴かなければならないという条文があるので、市民による提言や評価を行う組織という点では同じである。審議会は、委員の報酬等が条例で定められているため、議決が必要となる。報酬等の条例にしばられない、より自由な

活動をするためには、市長の委嘱を受けた委員による組織のほ
うが相応しいかもしれない。

委員の承認により、第8条の「文化芸術振興施策」は「文化芸術の振
興に関する施策」と変更した。また、「委員会」という呼称は再確認す
ることとした。

第9条

事務局) 条文の意味することについて、あらためて確認したい。第9
条2の「基本計画を策定しようとするとき」とはどういうとき
と考えればよいか。

委員) 策定の準備を行うときだと考える。委員会が計画を作り、評価
もして、それを市に提言していくことに意義があるので、基本
計画の内容を考える前でなければ意味がない。

事務局) 第9条3の「基本計画を策定するにあたって」との違いはど
う考えればよいか。

委員) 市民の声を聴くのであるから、基本計画の原案ができあが
った段階という段階ではないか。骨子はできているが修正がきく
段階ではないか。

幹事) 「しようとするとき」という言葉は、もっとわかりやすくす
るべきではないか。

委員) 第9条の2は、できれば「市民の意見を聴く」だけでとどま
らず、「尊重する」といった意味も含めたい。

幹事) 市と市民のパワーバランスについては、対等を心がけて調整
するとよい。委員会の意見が強すぎることも好ましくない。

事務局) 的確にニュアンスを伝えられる表現を考えたい。

委員) 第7条から第9条までを見直すと、第7条(1)は、ただ「計
画の策定」とするのではなく、第9条とそろえて「基本計画の
策定」としてはどうかと思う。

委員) 「基本計画の策定」という言葉、「委員会」という言葉が第8
条、第9条の両方に含まれていることから、どちらを先にする
かもう一度検討してはどうか。

幹事) 言葉の初出によって調整しても意味がないということであ
れば、第8条を「基本計画の策定」、第9条を「委員会の設置」の
項目にするべきではないか。

事務局) 委員会の持つ「評価」や「見直し」といった機能は、「基本計
画」に限ったことではないことに留意していただきたい。

幹事) あらためて考えたい。

※ 第9条までのまとめ

- ・第6条は「市は、第3条の基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に実施するものとする。」となる。
- ・第7条（1）は「文化芸術の振興のための基本計画の策定、実施、及び評価に関すること。」とする。
- ・第8条と第9条の順番を入れ替え、第8条（基本計画の策定）、第9条（委員会の設置）とする。
- ・第8条 2（基本計画の策定）について、時期をあらわす表現をわかりやすく変更。
- ・「委員会」という呼称は法規審査を経て再確認する。
- ・第9条（委員会の設置） 2は「委員会は、文化芸術振興施策に係る調査検討、評価並びに見直し、基本計画の策定等の提言を行うものとする。」とする。
- ・第9条（委員会の設置）の「文化芸術振興施策」は「文化芸術の振興に関する施策」という言葉にする。

（2）第10条（文化振興基金の活用）の討議
事務局作成の素案を委員に提案、承認を得た。

（3）次回の会議日程について
次回の会議日程について調整を行なった。

日時：平成24年1月25日（水曜日）午後6時30分
会場：富士見市役所 市長公室

（4）その他
前文について、事務局作成の素案（改訂版）を提案。過去・現在・未来という時系列の流れを想起させる文面に改良するため、次回の会議までに各自で考えをまとめておくこととした。

5. 閉会あいさつ
副委員長

以 上

富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会 第7回会議録	
日時	平成24年1月25日(水) 18:30～21:30
会場	富士見市役所 市長公室
出席者 (欠席者)	<p>■委員(順不同・敬称略) 加藤健司、西村繁雄、野村東央留、秋元節子、阿部恵美子、吉川節男、井上一晴、並木克美、松井憲太郎、今井寛</p> <p>■専門委員(敬称略) 市橋秀夫</p> <p>■事務局 市川地域文化振興課長、近藤主査、原山主事補</p> <p>《欠席者》</p> <p>■委員(順不同・敬称略) 岡田一忠、大橋民子、山下洋子、多田淳之介</p>
傍聴人	なし
会議内容	<p>1. 会議開会 地域文化振興課長</p> <p>2. あいさつ 加藤委員長</p> <p>3. 資料確認 事務局より、資料の配布・説明を行なった。</p> <p>4. 議事 進行：委員長 (1) 前文の討議 委員長) 今日は、前回会議で提案した前文の素案と、それに昨日行われた事前会議での討議内容を加味して修正した改定案という、2種類の前文案をお渡ししている。忌憚のないご意見を頂きたい。 ポイント1)「市民と行政が協働した営み」という表現について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>……市民の多種多様な文化活動や、公民館・交流センター・富士見市民文化会館キラリふじみで行なわれる事業を通じて、当市の文化芸術活動は地域に根付いてきました。こうした市民と行政が協働した営みは、多くの市民にとっての誇りでもあります。……</p> </div>

榎原) この「協働」という言い方について、事前会議で議論になった。協働という言葉が市民にとってわかりづらいのではないかという意見があった。

委員) 協働という言葉は、確かに一般的にはあまり使われない。

委員) 「市民の多彩な文化活動」の中には、市民が自主的に行っているものがある。すべての文化芸術活動が、行政との協働で行われているとは限らない。

委員) 最後の一文だけを読むと、“「市民と行政が協働した営み」だけが「誇り」である”という意味にとられかねない。

委員) 「市民と行政が協働した営み」を、別の言葉で言い換えては。

委員) 「文化芸術は多くの市民の誇り」だと位置づけたい。

榎原) それでは、「文化的な営み」としてはどうか。

ポイント1) 「市民と行政が協働した営み」



「文化的な営み」とした。

ポイント2) 子どもたちと文化芸術について

……文化芸術は、市民ひとり一人の豊かな生活と、まちづくりを進める活力を育む、私たちに欠くことのできないものです。たとえば、質の高い文化芸術を身近にふれることは、次世代を担う子どもたちの生きる力や豊かな心を育てていきます。……

委員) 「たとえば」という表現が使われているが、これだと「子どもたち」のことが「いくつかある事柄の中での一例」という位置づけで、他の事柄と並列な扱いである。そうではなく、未来ある子どもたちや青少年に対しては特に重点を置いていきたいと考える。この思いは、すべての委員の中にあるのではないか。

委員) 「たとえば」という言葉に違和感がある。「特に」に変更してはどうか。

榎原) 「子どもたちを育てる」という意味のことを前半に置いては。

委員) それで良いと思う。

委員) 学校教育の理念の中では、「生きる力」は「知・徳・体」で構成されるという定義である。「知・徳・体」とは、それぞれ「確かな学力」「豊かな心」「健康・体力」を意味している。

榎原) 「生きる力」という言葉は学校教育の中で定義されることにとどまらず、社会の中ではまた違った位置づけがあるのではないか。文化芸術は、子どもたちが未来を生き抜くための強さを育む

ためにも重要である。

委員長) 確かに、豊かな心が生きる力につながっていくことになる。文化芸術が、学校教育においても社会においても大切な、総合的な力を育むという意味にしたい。

ポイント2) 「たとえば、質の高い文化芸術を身近にふれることは、次世代を担う子どもたちの生きる力や豊かな心を育てていきます」

↓

「次世代を担う子供たちの豊かな心と生きる力を育てていくためにも、日頃から多彩で質の高い文化芸術にふれることが大切です。」

ポイント3) 「絆」という言葉について

……文化芸術の振興は、このまちを愛し、このまちに集う人びとの多様な絆を深めていくと同時に、このまちを広く発信するうえの重要な役割を果たします。……

事務局) 第3条の基本理念にも「絆を深める」という表現があるが、前文では「多様な絆」という表現になっているため、意味を確認したい。

委員) 多様な絆とは、文化芸術をきっかけとして「このまちに集った人びと」が、新しい関係性を築くという意味ではないか。

委員) 「従来のコミュニティの連携をより強固なものにする」というよりは、「文化芸術によって新しい関わりが生まれる」という意味だ。

委員) では「結びつきを生む」と表現してはどうか。

ポイント3) 「文化芸術の振興は、このまちを愛し、このまちに集う人びとの多様な絆を深めていくと同時に、このまちを広く発信するうえの重要な役割を果たします。」

↓

「文化芸術の振興は、このまちを愛し、このまちに集う人びとの結びつきを生むとともに、このまちを広く発信する上で重要な役割を果たします。」

委員) 「広く発信する」という表現だが、よりダイナミックに、世界に視野を広げるような表現にしたい。子どもたちが世界で活

躍できる一流のアーティストに育ってゆくという目標を持つ必要があるのでは。

委員) 前向きであることは良いと思う。

委員) 富士見市における文化芸術振興の目的は、世界に通用する人材を輩出することだろうか。発展の結果として、世界的な優れた人材を生み出せるかもしれないが、それが目的ではない。

幹事) 長野県松本市が制定した松本市文化芸術振興条例には「国際的な交流」という言葉が出てくるが、これはもともと松本市が長野県を代表する国際都市だという固有の事情を反映してのことだ。富士見市にはそうした背景がないため、唐突ではないか。

委員長) 逐条解説の中に「世界的な視野をもつ」といった文言を入れるということによいか。

委員) 了解した。

前文の結語については、次回の事前会議で決定することとし、委員の意見を募ることとした。

(2) 条文全体の討議

特に問題点は指摘されなかった。

(3) 今後のスケジュール

(4) 次回会議日程について

政策会議終了後に調整することとした。

5. 閉会あいさつ

委員長

以 上

富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会 第8回会議録	
日時	平成24年3月16日(金)18:30~21:30
会場	富士見市役所 市長公室
出席者 (欠席者)	<p>■委員(順不同・敬称略) 加藤健司、西村繁雄、野村東央留、秋元節子、阿部恵美子、岡田一忠、大橋民子、吉川節男、松井憲太郎、今井寛</p> <p>■専門委員(敬称略) 市橋秀夫</p> <p>■事務局 渡辺自治振興部長、市川地域文化振興課長、近藤主査、原山主事補</p> <p>《欠席者》</p> <p>■委員(順不同・敬称略) 井上一晴、並木克美、山下洋子、多田淳之介</p>
傍聴人	あり(1名)
会議内容	<p>1. 会議開会 地域文化振興課長</p> <p>2. あいさつ 加藤委員長</p> <p>3. 資料確認 事務局より、資料の配布・説明を行なった。</p> <p>4. 議事 進行：委員長 (1) 政策会議・法規審査を踏まえた条文の討議 委員長) 政策会議が2月14日、3月15日、3月16日の3度にわたり開催された。また、3月上旬に法規担当による審査も行われた。それらを経ての、今日現在の条文案を、当委員会の提案と比較しながら確認したい。</p> <p>委員によって議論されたのは、下記「ポイント1~4」である。</p> <p>ポイント1) 前文「心豊かな生活」という表現について</p>

<委員会案・前文>

文化芸術は、市民ひとりひとりの幸せな生活とまちづくりの活力を育む、欠くことのできないものです。



<3月16日案・前文>

文化芸術は、市民一人ひとりの心豊かな生活とまちづくりの活力を育むために、欠くことのできないものです。

委員) 「心豊か」という表現は、他の自治体等でもよく使われており、没个性的に感じるし、「幸せ」よりも曖昧に思える。もっと他に富士見市らしい表現がないだろうか。

委員) 「心豊か」というのは、1980年代の国の政策転換と関わりのある表現であり、「物の豊かさ」という表現と対をなす概念として用いられている。

委員) 我々が謳わんとしていた「幸せな生活」とは、文化芸術にふれて、精神的に満たされること、すなわち「心豊かな生活」のことであることは間違いない。

委員) 特に現代社会においては、心の豊かさが大切であることを謳う必要があるのではないか。そういう意味でも、「心の豊かさ」という表現で問題ないと思う。

幹事) さらに、法律においては、同じ意味をなすものは同じ表現で揃えるのが基本である。国の法律に倣ったのも、そのためである。もし前文の「心豊かな生活」という表現を変更するとしたら、第1条にある「心豊か」という表現もそれに倣って変更しなければならない。

委員長) 表現についてはさまざまなご意見があろう。条文においては「心豊か」という表現とし、逐条解説の中で「幸せな生活」を意味することや、他の表現を踏襲したわけではないことを記載していただくのはどうか。

ポイント1) 前文「心豊かな生活」という表現について
→提案のままとした。

ポイント2) 前文「長い歴史」の表現について

<委員会案・前文>

私たちのまち富士見市は、恵まれた自然環境の中で、縄文時代から今日までの長い歴史の間に培われてきた、文化の土壌を継承してきました。



<3月16日案・前文>

私たちのまち富士見市は、恵まれた自然環境の中で、いにしえから今日まで長い歴史の間に培われてきた文化の土壌を継承してきました。

事務局) 「縄文時代」と言い切ってしまうと、本当にその時代が文化の発祥なのかという点に議論が必要になってしまうため、このような表現を提案することとなった。

委員) 「いにしえから今日まで長い歴史の間に」という言葉を簡潔にしては。たとえば、その部分をまとめて「長い歴史に」とまとめては。

委員) だが、「長い歴史に培われてきた文化の土壌を～」とすると、歴史そのものが文化を培う上で重要であるかのように読める。この文脈で表現したいのは「文化の土壌が、長い時間をかけて培われてきた」ということであり、「歴史的な経緯が文化の土壌を培った」という意味ではない。

委員) “長い時間”という意味を感じさせるので、原文のままがいいのでは。

ポイント2) 前文「長い歴史」の表現について
→提案のままとした。

ポイント3) 第3条「介入・干渉」について

<委員会案・第3条>

(2) 文化芸術活動を行う市民及び団体等の自主性及び創造性は、これを尊重する。また、文化芸術の振興に関する施策の実施に当たって市は、文化芸術の内容に関して、介入又は干渉することのないように留意する。



<3月16日案・第3条>

(2) 文化芸術活動を行う市民及び団体の自主性及び創造性を尊重する。

委員) 気になるのは、「市は、文化芸術の内容に関して、介入又は干渉することのないように留意する。」という一文が消えていることだ。

事務局) 「市民及び団体の自主性及び創造性を尊重する」という表現で、「文化芸術の内容に対して介入又は干渉することのないように留意する」という意味が含まれると考えている。

委員) 文化芸術の内容にたいして、行政からの介入や干渉を許すことはあってはならないと思う。そもそも、過去の提案の中にある「留意する」という表現も曖昧で、適切ではないと感じていた。

委員) だが、ここで「行政は文化芸術の内容に一切介入又は干渉をしない」と断言してしまうことが、はたして良いことだろうか。たとえば、「文化芸術活動を活性化させるために敢えて介入する行政と、それを受け入れる市民」という関係性も成り立つのではないか。また、「無責任な文化芸術活動が展開されることがあったときに、行政が疑問を投げかける」という場合もあり得るのではないか。

委員) 確かに、行政からの介入等を全面的に禁止するような内容にしてしまうと、いい意味での関わりさえ排除することになってしまう。

事務局) いろいろと懸念があるのはわかるが、第3条に謳われているのは「理念」である。さまざまなケースを想定して細かく禁止事項を設けるよりは、富士見市が目指すべき目標を定めることが重要である。この条例そのものについても、「行政」を取り締まるためのものではなく、「富士見市」全体の理念をあらわすものだということを、あらためて確認したい。

委員長) では、条文は、逐条解説で意味付けを補っていただいた上で、新しい提案のままということでもよろしいだろうか。

委員) 了解した。

ポイント3) 第3条「介入・干渉」について
→提案のままとした。

ポイント4)「推進機関」の表現について

<委員会案・第9条 >

市は、文化芸術の振興を推進するための委員会を設置するものとする。

↓

<3月16日案・第9条>

市は、文化芸術の振興に関する施策を推進するため、推進機関を設置するものとする。

委員) 計画の推進機関については、以前の提案の中にあった「委員会」という言葉では表現できないのだろうか。

事務局) 第10条「この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。」という附則の規定により、「推進機関」に関する要綱制定が可能なので、その中で組織の詳細を定めることとなります。

ポイント4)「推進機関」の表現について

→提案のままとした。

(2) 今後のスケジュール

次第に従い、今後のスケジュールについて説明した。

5. 閉会あいさつ

委員長

以 上

富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会 第9回会議録	
日時	平成24年4月27日(金) 18:30~20:15
会場	富士見市役所 市長公室
出席者 (欠席者)	<p>■星野信吾富士見市長</p> <p>■委員(順不同・敬称略) 加藤健司、西村繁雄、野村東央留、秋元節子、阿部恵美子、岡田一忠、大橋民子、吉川節男、並木克美、松井憲太郎、今井寛</p> <p>■事務局 渡辺自治振興部長、市川地域文化振興課長、中嶋副課長、近藤主査、原山主事</p> <p>《欠席者》 ■委員(順不同・敬称略) 井上一晴、山下洋子、多田淳之介 ■専門委員(敬称略) 市橋秀夫</p>
傍聴人	なし
会議内容	<p>1. 会議開会 地域文化振興課長</p> <p>2. 市長あいさつ 市長</p> <p>3. 資料確認・報告 (1) 文化芸術アドバイザー及び欠席委員からの条文に対する意見について 事務局より、資料の配布・説明を行い、文化芸術アドバイザーの平田オリザ氏、北原幸男氏、及び多田委員から条例に寄せられたコメントについてそれぞれ報告を行った。 委員からの質問・意見は特になし。</p> <p>(2) パブリックコメントについて 事務局より、パブリックコメント(合計7件)の全文の紹介及</p>

びその回答方針についての説明を行った。

委員からの質問・意見は特になし。

4. 議事

進行：委員長

(1) 条文について

事務局) あらためて法規審査から3ヶ所について意見があった。

1・前文

また、本市の文化芸術活動は、公民館等で実践されてきた市民の多種多様な活動に加えて、さらに、市民文化会館キラリふじみ等の事業を通じて、私たちの生活の中に根付いてきました。……

提案) 上記の「さらに」を取る

理由) 「加えて」という言葉が、「さらに」という意味を含むため。

2・第3条の第3号

(3) 市民及び団体が文化芸術活動を等しく行うことができる環境の整備と活動を支える人材の育成を図る。

提案) 文末を「図るよう配慮する」とする。

理由) 第3条の他の号と語尾を揃えるため。

3・第6条の標題

(市の役割・責務)

提案) (市の役割) とする。

理由) 第4条、第5条の標題と揃えるため。

委員) 「1」についてだが、前文の「さらに」という部分は、さまざまな活動の積み重ねを強調するために必要だと思う。

委員) 「2」については、提案どおりで差し支えないと考える。

委員) 「3」について確認したいが、「責務」という表現を削除する意義は。

事務局) 表現方法を統一するという考え方だろうかっている。

委員) 表現の仕方は法務の手順で良いと思うが、市に対しては「役割」だけでなく「責務」も課せられているという意味があるので、削除はいかがなものか。

委員長) 委員の意見について整理する。

『1・前文』について

原文のままで上程したい。

『2・第3条の第3号』

法規の提案どおり変更して問題ない。

『3・第6条の標題』

法務上の表現により、標題に「役割」と「責務」を併記する。

(2) その他

議会上程に向けたスケジュールについて説明した。

5. 閉会あいさつ

委員長

以 上



パブリックコメント

「(仮称)富士見市文化芸術振興条例(案)」に対する意見募集の結果について

平成24年4月27日
自治振興部地域文化振興課

富士見市は「(仮称)富士見市文化芸術振興条例(案)」に対する意見の募集を、平成24年3月21日から平成24年4月20日まで行いました。その結果7件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見と当該意見に対する富士見市の考え方は下記のとおりです。

■パブリックコメント実施方法

募集期間 平成24年3月21日～平成24年4月20日
告知方法 広報ふじみ 市役所ホームページ
意見提出方法 郵送、ファックス、電子メール

■意見1

<意見概要>

1. 条例(案)に対する意見

①基本理念(第3条関係) 市民の役割(第4条関係) 団体の役割(第5条関係)

文化・芸術表現と平穏な市民生活の確保。NHK TVから「N響アワー」が消える中で、富士見市の文化芸術活動の一層の取り組みは極めて重要と考えます。

第4条で「市民は……相互に理解し、尊重し、交流を深めるよう努めるものとする」とあり、一方第5条で「団体は、自主的に文化芸術活動を展開……、地域社会の一員として市民の文化芸術の振興に努める」とあります。実際の「文化芸術活動を展開」の一つと思われる毎年10月鶴瀬駅西口通り線で午前から夕方まで6時間余に亘り開催されている演舞の祭りは、演舞者・観覧者は別として、沿道住民の中には長時間の大音量に居た堪れず、期間中他所の親戚・友人宅へ「避難」されると聞き及びます。また、雑踏整理のボランティアの中には、大音量に体調を崩される方もおいででした。沿線に住宅も多い天下の公道を、あたかも閉鎖されたカラオケボックス・ディスコクラブ扱いするに等しい面があります。

主催の実行委員会は、真剣に市民の状態・声を汲み上げたり、対策を採ろうとはせず、後援の富士見市も大音量は課題と言いつつも、「大音量の中で踊ることが魅力の一つ」「地域振興」「地域の行事」であることを盾に同じく対策を怠ってきています。

第3条(基本理念)の(6)で幅広い市民や団体の意見が反映されるよう配慮することが掲げられてはいますが、一方で検討委員会では(2)の「『自主性及び創造性の尊重』は『介入又は干渉することがないよう留意する』という意味が含まれる」としており、極めて一般的理念に過ぎると考えます。

この様な中で、市民に「文化芸術」の振興への寄与・相互理解・尊重・交流努力を求め、団体にも活動展開と振興努力を求める一方では、市民の平穏な生活権は侵害され続ける虞があり、条例には何らかの留保措置・市民生活擁護の言及が必要と考えます

＜対応方針＞

原文の内容で対応します。

＜市の考え方＞

文化芸術は、人の心の領域に関わるもので、多種多様なジャンルや分野を持っています。本条例では、文化芸術は感性を豊かにするもので、多様なものとしています。また、市民が文化芸術活動を行うことで、互いの違いを認め合い、活動を通して人と人との結びつきや交流にも寄与するものと規定しています。文化芸術は、市民一人ひとりの主体的なものであり、行政は文化芸術の内容に対し干渉や介入することなく、市民相互の理解のなかで振興されるよう環境の整備を行うことで、市民が主役のまちづくりが推進されるものとしています。

■意見2

＜意見概要＞

2. その他の意見

①文化芸術振興条例等策定検討委員会について

市ホームページで公開されている会議録によると、「富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会」委員の一人は、8回の委員会への出席は初回の1回しか確認できない。

ご多忙であろうから、欠席は止むを得ないだろうが、当該委員のご意見はどのように委員会審議に反映されているのか。とりわけ当該委員が市の文化芸術鑑賞の拠点活動に携わられておいでなのだから見過ごしに出来ない。市の他の「審議会等」では、代理出席等もあるが、「富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会」ではその様な措置は検討されたのか。会議録ではそこら辺りが全く見えない。会議録作成に日時を要している現在の状況では、責任ある欠席委員会の内容報告は困難かもしれないが、委員会委員長や市の担当部署職員が直接報告したり、また欠席見込み委員への意見聴取とこともあり得たろうが、どう対処したのか。

当該委員は公募委員と異なり、市側がご多忙を承知でお願いしてのご就任と推察する。委員の名誉からも会議録に市側の責任を明らかにすべきと考える。

以上の様な応募意見は、市側は条例(案)文に直接かかわらないとして、「パブリックコメント」外の意見として扱い、市としてのコメント表明を忌避したいだろうが、条例(案)がどの様な検討をされたのかに直接かかわることであり、蔑ろにできない。

＜対応方針＞

貴重なご意見として承ります。

＜市の考え方＞

欠席をされた委員には、会議録や資料を送付し、会議の進捗については、その都度報告しており、欠席された委員からのご意見も何うべくご連絡を行っています。貴重なご意見として承ります。

■意見3

＜意見概要＞

② 富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会の会議録について

当条例案を検討した「富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会」の最終委員会（3月16日）の会議録は、市民意見募集期間の半ばを過ぎた4月9日にやっと市ホームページ上で公開された。

これでは、意見募集期間が1ヶ月あったとしても、市民は重要と思われる最終委員会でのような検討がされたのか知る術を奪われているに等しい中で期限だけが過ぎて来た。担当部署はどれだけ忙しいのか知らないが、猛省を促すとともに、当該会議録が遅延した期間相当の募集期間を延長するよう求める。

<対応方針>

貴重なご意見として承ります。

<市の考え方>

今後とも迅速な対応に努めてまいります。

■意見4

<意見概要>

③ パブリックコメント資料について（文化芸術振興条例を策定する意義）

「条例を策定する意義」で、文化芸術振興基本法により「自治体ごとの基本理念や基本施策を明記した条例制定が求められています」とあるが、基本法35条は「施策の推進を図るよう努める」とあり、努力義務を課してはいるが、そのどこから「明記」した「条例制定」が求められていると読み取れるのですか。

条例制定が求められていたとするなら、それにも関わらず基本法成立から「条例等制定検討委員会」発足までの10年間、市は何をしていたと言うのですか？

未だ定めていない県内一般市町村は施策の推進を図るようには「努めていない」と断ずるのですか？

<対応方針>

貴重なご意見として承ります。

<市の考え方>

文化芸術振興基本法が条例整備の起因のひとつであることを解説しています。今後とも、より分かりやすい資料づくりに努めます。

■意見5

<意見概要>

④ 逐条解説について

文化・芸術は市民が主体者であり、それは自主的・自由と理解しますが、何故「すべての市民」に「認識」「自覚」「努力」を求めるのですか？しかも前文で「さらなる振興」と、今までの活動を評価し、第2条の「参加」は「支援すること」も含むとされているにも拘

ならずです。

基本法で自治体に「努力目標が課せられ」たからと、市民にまで努力義務をたたみ掛けて課するのは如何なものでしょうか。あえて言及するとしても、それは精々「市民への期待」止まりで自制すべきではないでしょうか？

条例制定に出遅れたからと、先行条例を単純に雛形にしたのですか？

「市民の役割・責務」に言及しない条例は皆無なのですか？

策定検討委員会ではどのように検討されたのですか？

<対応方針>

貴重なご意見として承ります。

<市の考え方>

他市の条例では、「市民の役割」を条文化していない自治体もあると伺っています。富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会では、本条例において文化芸術の振興に対する「市民の役割」を条文化する確認がされています。

■意見6

<意見概要>

⑤ 資料の閲覧および用紙の配布場所について

「資料の閲覧および用紙の配布場所」はどの様に決めているのか。また、今回の策定検討委員会ではどの様に検討されたのか。

<具体的疑問>

1) 市の文化芸術鑑賞の活動を大きく担っている「キラリ☆ふじみ」は何故「資料の閲覧および用紙の配布場所」としなかったのか。

2) また、従来「資料の閲覧および用紙の配布場所」として実績の多いサンライトホール（西出張所）は、今回何故対象としなかったのか。何処の部署が、どういう意図でサンライトホールを外したのか？

以上のような、判断意図が不明な意見募集は、手続きの有効性を欠く行政姿勢であり、その意図を明確にした上で、あらためて募集のやり直しを求める。

<対応方針>

貴重なご意見として承ります。

<市の考え方>

パブリックコメントの担当課にも報告し、パブリックコメントの運用に関するマニュアルの再検証しながらより分かりやすい運用に努めてまいります。

■意見7

<意見概要>

⑤ パブリックコメントの募集ポスターについて

募集開始日の夕方、たまたま某「条例（案）資料の閲覧および用紙の配布場所」前を通りかかり、施設営業時間を過ぎてはいたがその施設の掲示版を覗いた。しかし、当条例案への「意見募集」ポスターは未だ掲出されていなかった。一方、その掲示板には一週間前の14日に締め切られた筈の「障がい者支援計画（案）についての意見募集」ポスターは掲出され続けられていた。この様ないい加減な市民意見提出手続き（パブリックコメント）執行は今回に限ったことではなく、度々指摘され続けている。

今回の事態は、手続きの有効性を欠く行政姿勢であり、市政関係者の猛省を求めるとともに、あらためて募集のやり直しを行うか、少なくとも期限延長を求める。

<対応方針>

貴重なご意見として承ります。

<市の考え方>

パブリックコメントの担当課にも報告し、パブリックコメントの運用に関するマニュアルの再検証しながらより分かりやすい運用に努めてまいります。

巻末資料

- **劇場、音楽堂等の活性化に関する法律**
- **他の自治体の文化芸術振興条例等**

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 基本的施策（第十条—第十六条）

附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆きずなを形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいふべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音

楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役

割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当

該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者(次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。)並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。

二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者(次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。)が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参

加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動

及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。

3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明石文化芸術創生条例 (平成21年3月 条例第1号)

文化芸術は、人びとの心の糧として、市民一人ひとりが生きる喜びを感じながら心豊かに生活していくうえで欠かすことのできない大切なものです。また、人と人との心のつながりや、相互に理解し、尊重し合う土壌を提供するものであり、人びとが協

働し、ともに生きる社会の基盤となります。とりわけ、次代を担う子どもたちが、心や感性、創造性やコミュニケーション能力を育てていくうえで、文化芸術は重要な役割を果たします。

私たちのまち明石は、古くから海陸交通の要衝であり、自然に恵まれた風光明媚な地として有名です。また、日本標準時子午線が通る「時のまち」としても知られています。

たい、たこなど海の幸を豊かに育み、雄大な明石海峡大橋が架かるかけがえのない海、国指定史跡である明石城跡などには、豊かな自然と歴史が色濃く残っています。

明石は、万葉の昔より柿本人麻呂など多くの歌人らに詠まれ、源氏物語をはじめ多くの文芸作品の舞台となり、現代まで知名な文人、芸術家はその活動の足跡を数多く

残しています。また、先人たちが、様々な人びととの交流の中で培ってきた多様な文化芸術が地域に根付いています。

このように先人たちが大切に守り、育ててきた多様な文化の土壌を継承し、発展させ、新たな文化芸術を創造することは、明石に暮らし、働く私たちの願いです。この願いをかなえ、一人ひとりが、生き生きと、心豊かでうるおいとやすらぎのあ

る暮らしを送り、活力ある社会の実現につなげていくことが求められています。

ここに、市民の自主性を尊重し、市民、団体等及び市が連携しつつ、文化芸術のすそ野の拡大と、魅力ある文化芸術の創造と発展を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術に関する基本的な理念及び方向性を示すことにより、明石の特性や人びとの個性を尊重した文化芸術の振興を図り、もって心豊かでうるおいとやすらぎのある市民生活と個性豊かで活力のある地域社会の実現及び地域を支える人づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化芸術」とは、文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）が対象とする文化芸術その他多様な文化領域を含むものをいう。

2 この条例において「文化芸術活動」とは、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動をいう。

3 この条例において「団体等」とは、企業、教育機関、NPO（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）、文化団体、中間支援組織（NPOを支援するNPOその他の組織をいう。）等をいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術の振興に当たっては、市民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。特に、市は、文化芸術の振興に関する施策の実施に当たっては、文化

芸術の内容に対して、介入し、及び干渉することのないよう細心の注意を払わなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、過去から培われてきた地域の文化や芸術を市民の財産として継承し、発展させるとともに、魅力ある新しい文化芸術が創造されるよう配慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動が市民の権利であるにとらえ、市民が等しく文化芸術活動ができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、市民一人ひとりの多様な文化芸術及び価値観を理解し、尊重することにより、互いの文化芸術の発展が図られるよう配慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を担う人材の育成が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、次代を担う子どもたちの心や感性、創造性やコミュニケーション能力を豊かに育むことができるよう配慮されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが文化芸術を担う主体であることを自覚し、様々な文化芸術活動を行うことにより文化芸術の振興に寄与するとともに、相互に理解し、尊重し、交流を深めるよう努めるものとする。

(団体等の役割)

第5条 団体等は、地域社会の一員として、自主的に文化芸術活動を展開するとともに、市民の文化芸術活動の支援に努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、第3条の基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(市民等の共通の役割)

第7条 市民、団体等及び市は、相互に連携し、協働し、及び人材、情報その他の資源を生かし、共に文化芸術の振興に努め、特に、次代を担う子どもたちが文化芸術に親しむことができるよう心をくばるものとする。

(基本施策)

第8条 市は、多様な文化芸術の振興を図るため、地域に根ざした伝統的な文化芸術の継承及び発展並びに新しい文化芸術の創造に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、市民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるとともに、文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術活動の場及び機会の拡充その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、市民の文化芸術活動の推進に資するため、文化芸術に関する情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、文化芸術活動を担う人材の育成を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

5 市は、特に、次代を担う子どもたちの豊かな人間性を育むため、文化芸術活動の場及び機会の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第9条 市長は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の明石文化芸術創生会議の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(文化芸術創生会議)

第10条 市長の附属機関として、明石文化芸術創生会議（以下「創生会議」という。）を置く。

2 創生会議は、委員10人以内で組織する。

3 創生会議は、文化芸術の振興に関する重要事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。

4 創生会議に、文化芸術の振興に関する特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、創生会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第10条及び次項の規定は、規則で定める日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の表明石市市民会館運営審議会の項を削る。

小金井市芸術文化振興条例 (平成19年3月20日条例第4号)

私たち小金井市民は、小金井桜と武蔵野の緑に囲まれ、湧（ゆう）水など豊かな自然環境に恵まれたこの地に暮らし、地域性に富んだコミュニティを築いてきました。先人から受け継いだ伝統的文化資源を活用し、また、新たな芸術文化資源を創出することによって、芸術文化の持つ力に期待し、市民一人一人が小金井市民としての誇りを持って、日々心豊かに生活していくことができることを願い、ここに小金井市芸術文化振興条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、芸術文化振興施策に関し、その基本理念、原則等を定め、市、市民及び団体等（企業、教育機関、民間非営利団体、文化団体、地域団体等をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、市民等（市民及び団体等をいう。以下同じ。）が主体的に芸術文化活動に取り組むことができるように総合的かつ計画的に施策を推進し、もって地域における芸術文化の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「芸術文化」とは、人間の感性を豊かにする知的かつ創造的な活動で、多様な芸術文化領域を含むものをいう。

2 この条例において「芸術文化活動」とは、広く芸術文化を鑑賞し、創造し、又はこれに参加することをいう。

(基本理念)

第3条 市、市民及び団体等は、市民等の主体的な芸術文化活動を推進し、年齢、性別、障害の有無、国籍及び民族を問わず、市民一人一人が芸術文化の根付く心豊かな生活を営むことができる地域社会を実現することを目的として、市民等が芸術文化活動を行うことができるための環境整備を図るものとする。

2 市、市民及び団体等は、市民が心豊かな生活及び人間らしい生き方を求めて、芸術文化活動を行うことは市民の権利であると捉え、これを十分に尊重するものとする。

3 市は、芸術文化振興施策の実施に当たっては、芸術文化活動を行うものの自主性及び創造性を十分に尊重し、芸術文化の内容に対しては介入又は干渉することのないように十分に留意するものとする。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づいて、芸術文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、芸術文化振興施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、国及び他の地方公共団体、特に近隣の地方公共団体と連携し、芸術文化の振興を図るものとする。

4 市は、芸術文化活動を行う市民等と協働し、地域における人材、資源及び情報をいかして、共に芸術文化の振興を図るものとする。

5 市は、芸術文化振興施策を効果的に実施するため、市の行政機関相互の連携を密接に行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、自らが芸術文化の担い手であることを自覚し、その活力と創意をいかし、芸術文化の振興に努めるものとする。

2 市民は、芸術文化活動に関して相互に理解し合い、尊重し合うよう努めるものとする。

(団体等の役割)

第6条 団体等は、地域社会の一員として自主的に芸術文化活動を展開するとともに、市民の芸術文化活動の支援に努めるものとする。

(基本施策)

第7条 市は、本条例の目的を達成するために、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 芸術文化振興を効果的に行うための調査及び情報提供に関すること。
- (2) 芸術文化振興のための基本計画の策定並びに施策及び事業の評価に関すること。
- (3) 芸術文化活動の担い手の育成及び支援に関すること。
- (4) 青少年、高齢者及び障害者の芸術文化活動の促進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、芸術文化の振興を図るために必要な事項に関すること。

(基本計画の策定)

第8条 市長は、芸術文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の策定に当たり、基本計画策定委員会を設置するものとする。

3 市長は、基本計画を策定するときは、あらかじめ広く市民の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、基本計画策定委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(推進機関の設置)

第9条 市は、芸術文化振興施策の推進に当たって、芸術文化振興推進機関を設置するものとする。

2 芸術文化振興推進機関は、芸術文化の推進に係る調査検討による提言、基本計画の評価及び見直し等を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、芸術文化振興推進機関に関し必要な事項は、別に定める。

(芸術文化活動施設の運営)

第10条 市、市民及び団体等は、芸術文化活動施設の運営に当たっては、第3条に規定する基本理念の下に行うものとする。

付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例

文化及び芸術は、創造性の源として社会的価値を生み出し、人々の心に潤い、ゆとり等をもたらし、豊かな人間性をはぐくみ、人々の生活の質を向上させる力を持っている。文化及び芸術に親しむことは、人の悲しみ及び痛みを想像する力を培い、人を慈しむ心を芽生えさせ、ひいては、世界中の人々が共に平和に暮らす社会の実現につながっている。さらに、近年、地域との関わりが希薄になりがちな子どもたちは、文化及び芸術に触れることにより、表現する力を身に付け、社会性を高めることが期待され、また、福祉及び医療の分野において、文化及び芸術は、いやし及び生きがいとなるとともに、治療に役立てられている。そこで、経済的な豊かさの中にあって、こうした文化及び芸術の持つ力又は果たす役割を改めて見つめ直し、行政の基本的施策として位置付け、その振興を図ることが、今求められている。

世田谷は、みどり豊かな武蔵野の自然にあふれ、閑静な住宅地として発展し、文化及び芸術に携わる人々は、その魅力にひかれて移り住むようになった。そのような歴史は、今日に受け継がれ、区内各地域における活発な演劇活動、多くの文化及び芸術に関する自主的かつ積極的な活動、文化施設を支えるボランティア活動等に見られるように、多くの区民は、文化及び芸術に関する活動に親しみ、文化及び芸術に高い関心を持っている。また、世田谷は、文化及び芸術の様々な分野において第一人者と目される人々による活動も活発に行われており、まさに日本の文化及び芸術をけん引しているといっても過言ではない。さらに、世田谷は、文学、映画等の作品の舞台として数多く登場しており、区民にとって、文化及び芸術が身近に感じられる環境にある。

これらのものは、区民のかけがえのない財産であり、世田谷の魅力を支える大きな要素でもある。区は、これらの財産を活かし、文化的な環境の向上に努めるとともに、すべての区民が文化及び芸術に触れ、文化的な環境を享受し、文化及び芸術に関する活動に取り組むことができるようにすることが、重要な使命であると考える。

ここに、文化及び芸術の振興についての基本理念を明らかにし、区、区民、民間団体等の協働による文化及び芸術の振興に関する施策により、心に潤い、ゆとり等を感じることが出来る区民生活及び地域社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、区の文化及び芸術の振興に関する基本理念を定め、区の責務について明らかにするとともに、文化及び芸術の振興に関する施策(以下「振興施策」という。)を推進することにより、区民一人ひとりが生き生きと暮らし、誇りを持って住むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化及び芸術の振興に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 文化及び芸術に関する活動における自主性及び創造性は、尊重されなければならない。
- (2) 文化及び芸術を鑑賞し、その活動に参加し、及び創造することのできる環境の整備が図られなければならない。

(3) 文化及び芸術の振興に当たっては、区、区民、民間団体、他の自治体等の相互の連携が図られなければならない。

(区の責務)

第3条 区は、前条に規定する基本理念に基づき、文化及び芸術の振興を図るための計画を策定し、及び振興施策を推進するものとする。

2 区は、振興施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 区は、区が行う施策について、文化及び芸術の振興を図る視点を取り入れるよう努めるものとする。

(文化及び芸術に触れることができる機会の充実)

第4条 区は、区民が身近な場所で文化及び芸術に触れることができる機会の充実を図るため、事業を実施し、及び環境の整備を行うものとする。

(自主的な活動に対する支援)

第5条 区は、文化及び芸術に関する区民の自主的な活動に対し、その場所及び機会の提供、助成その他の必要な支援を行うものとする。

(文化及び芸術に関する専門的知識又は技能を有する者に対する支援等)

第6条 区は、文化及び芸術に関する専門的知識又は技能を有する者の発掘、育成、確保及び登用に努め、これらのものに対し、必要な支援を行うものとする。

2 区は、区民と文化及び芸術に関する専門的知識又は技能を有する者との交流の促進を図るため、その場所及び機会の提供に努めるものとする。

(地域文化及び伝統文化の保存、継承及び発展)

第7条 区は、将来にわたって地域文化及び伝統文化を保存し、継承し、及び発展させるために必要な施策を推進するものとする。

(国際交流の推進)

第8条 区は、区民と外国の諸都市の市民との相互理解及び親善を図るため、文化及び芸術に関する活動を通じた国際交流を推進するものとする。

(高齢者、障害者等の文化及び芸術に関する環境の整備)

第9条 区は、高齢者、障害者等が文化及び芸術に親しみ、又は文化及び芸術に関する活動を活発に行うことができるよう環境の整備に努めるものとする。

(青少年の文化及び芸術に関する活動の充実)

第10条 区は、青少年の豊かな人間性の形成に資するため、青少年が文化及び芸術に触れ、又は文化及び芸術に関する活動を活発に行うことができるよう必要な施策を推進するものとする。

(学校教育における文化及び芸術に関する活動の充実)

第11条 区は、学校教育において、児童及び生徒が文化及び芸術に触れることができる機会を設け、並びに児童及び生徒が文化及び芸術に関する活動に積極的に取り組むことができるよう必要な施策を推進するものとする。

(情報の提供)

第12条 区は、文化及び芸術に関する情報の収集に努めるとともに、区民が多様な媒体を通じてこれらを利用することができるよう情報の提供を行うものとする。

(顕彰)

第13条 区は、区の文化及び芸術の振興に大きく寄与したもの並びに文化及び芸術に関する活動において著しい功績のあったものを顕彰することができる。

(文化及び芸術の振興に関する委員会の設置)

第14条 文化及び芸術の振興に関し、助言を受け、及び意見を聴き、並びにこれを振興施策に反映させるため、文化及び芸術の振興に関する委員会を設置する。

2 前項に規定する委員会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

松本市文化芸術振興条例

(平成15年9月26日条例第41号)

わたくしたちのまち松本は、先人のたゆまぬ努力により歴史を刻み、市民一人ひとりの豊かな感性と創造性により、地域に根ざした独自の文化芸術を育んできた。

文化芸術は、すべての人が心豊かな生活を実現していくうえで不可欠なものであり、人と人とを結び付け、互いに理解し合うことにより、協働し、共生する社会の基盤となるものである。

21世紀を迎え、わたくしたちは、松本の誇る文化芸術を世界に発信し、世界からの文化芸術を受信する多くの機会に恵まれていること、また一人ひとりが文化芸術の担い手であることを自覚し、地域文化への理解を深め、文化芸術を大切にすることをもちながら、先人の築いた文化芸術を将来の世代に引き継ぐとともに、新しい松本の文化芸術を創造していくことを決意するものである。

わたくしたちは、文化薫るアルプスの城下まちのもと、すべての市民の参加により、本市の持つ優れた特性を生かしながら、本市独自の文化芸術の振興を図るため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に係る基本理念及び施策の基本となる事項を定め、市及び市民の責務を明らかにし、文化芸術の振興に関する施策(以下「文化芸術振興施策」という。)を総合的に推進し、もって心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が等しく文化芸術を創造し、享受することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術が広く世界に発信され、また世界から受信できるよう、文化芸術に係る国際的な交流が図られなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く市民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術振興施策を総合的に推進し、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動を促進し、これらの活動を支援するよう努めるものとする。

2 市は、市民が等しく文化芸術を創造し、享受することができるような環境の整備を行い、個性と魅力にあふれた文化芸術の振興に努めるものとする。

3 市は、文化芸術に対する市民の関心及び理解を深め、将来にわたって文化芸術が発展するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、一人ひとりが文化芸術の担い手として文化芸術を創造し、享受し、その保護及び発展に努めるものとする。

2 市民は、互いにその文化芸術活動を理解し、尊重し、支援するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第5条 市長は、文化芸術振興施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体等との関係)

第6条 市は、文化芸術振興施策を総合的に推進するに当たっては、民間団体等が行う文化芸術活動に支障を及ぼさないよう十分留意し、民間団体等の協力を求め、またその有する人材、情報その他の能力を活用するよう努めるものとする。

(基本方針)

第7条 市長は、文化芸術振興施策の総合的な推進を図るため、次に掲げる事項について文化芸術の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

- (1) 文化芸術振興施策の総合的な推進に関する事項
- (2) 文化芸術活動の環境の整備及び充実にに関する事項
- (3) 文化芸術を担う人材の養成及び確保に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する重要な事項

2 市長は、基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ文化芸術活動を行う者その他広く市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、松本市文化芸術振興審議会(第9条を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(文化芸術の振興に関する基本的施策)

第8条 市は、基本方針に基づき、次に掲げる事項について文化芸術の振興に関する基本的施策を講ずるものとする。

- (1) 青少年の文化芸術活動の充実にに関する事項
- (2) 学校教育における文化芸術活動の充実にに関する事項
- (3) 文化芸術に係る国際的な交流の促進に関する事項
- (4) 文化財の保護及び活用に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する事項

(文化芸術振興審議会)

第9条 文化芸術の振興に関する事項等について審議するため、松本市文化芸術振興審議会を設置する。

第10条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 文化芸術活動を行う者の代表

(2) 学識経験者

(3) その他市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第11条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第12条 審議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市文化芸術都市創造条例

文化は、長い歴史と風土の中で育まれていくものであり、時間をかけて文化の振興を図る必要がある。文化の中核をなす文化芸術は、人々の創造性を豊かにし、生活にゆとりと潤いをもたらし、豊かな人間関係を育むものであるだけでなく、新たな産業を生み出すなどの経済効果をもたらし、ひいては地域の振興に寄与し、活力のある都市づくりに結びつくものである。

本市は、文化芸術が古くから生み育てられ、暮らしの中に根ざしているとともに、東日本の交流拠点都市として高度で多様な都市機能が集積していることから、文化芸術をはじめとする様々な分野の活動に適している。また、本市は、合併により誕生した新しい都市であり、文化芸術に関する多彩な地域資源を活かした都市イメージの確立を目指している。

こうした状況の下、真に愛し、誇れる郷土を実現するためには、市民等が文化芸術を楽しむライフスタイルを確立するための環境を整備し、文化芸術に関する活動を行う市民等の自主性を尊重し、市民等の意見を反映させることによって、市民等が主体となる文化芸術の振興が求められている。そして、古くから培われてきた文化芸術の持つ伝統と新しい文化芸術の持つ創造性により、本市の経済や教育、都市計画等の様々な分野に影響を与え、地域の活性化を図り、新たな都市としての魅力を高め、文化芸術都市としてのさいたま市を創造することが必要である。

ここに、さいたま市は、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術都市の創造に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市民等の理解と協力を得ながら、文化芸術都市の創造のための施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、もって市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)文化芸術 次に掲げる芸術等であつて、盆栽、漫画、人形、鉄道といった地域の活性化及び都市としての魅力の増進に資するものをいう。

ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術

イ 芸能（伝統的又は民俗的な芸能に加え、落語、歌唱等の芸能をいう。）

ウ 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化

エ 囲碁、将棋その他の国民的娯楽

(2)文化芸術都市 市民等が自主的に文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行い、又は文化芸術を享受することにより市民等の文化芸術以外の分野における活動が促進され、かつ、文化芸術の振興を契機として地域が活性化し、市民等が充実した生活を送ることのできる活力のある都市をいう。

(3)市民等 市内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する者、市内において事業活動を

行う者及び市内において文化芸術活動を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術都市の創造に当たっては、市民等が愛着と誇りを持つことができる活力のある都市の形成の推進が図られるものとする。

2 文化芸術都市の創造に当たっては、市民等の自主性が尊重されるとともに、市民等の文化芸術に対する理解及び関心が深められることにより、市民等の生活の充実が図られるものとする。

3 文化芸術都市の創造に当たっては、市及び市民等が相互に連携し、及び協力することにより、文化芸術の振興が効果的に図られるものとする。

4 文化芸術都市の創造に当たっては、地域で育まれてきた文化芸術の保存及び活用並びに新たな文化芸術に配慮された環境の整備が図られるものとする。

5 文化芸術都市の創造に当たっては、子どもから高齢者まで広く、文化芸術に親しむこと又は文化芸術活動を行うことができるための適切な支援が図られるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術都市の創造に関する施策(第7条に定める施策をいう。以下同じ。)を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、市民等が文化芸術都市を創造していく担い手であることを認識し、その自主性を尊重しつつ、市民等に対する支援を行うものとする。

(市民等の相互理解等)

第5条 市民等は、自らが文化芸術都市を創造していく担い手であることに鑑み、相互に理解し、尊重し、協力し、及び支援するよう努めるものとする。

(文化芸術都市の創造のための計画)

第6条 市長は、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、文化芸術都市の創造のための計画を策定するものとする。

2 市長は、前項の計画の策定及びその変更に当たっては、その趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等の意見を求めなければならない。

(文化芸術都市の創造に関する施策)

第7条 市は、文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動を促進するため、文化芸術活動を行う者及びこれらの者を支えるボランティアの育成、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、文化芸術に対する子どもの感性を高めるため、文化芸術に関する教育の充実、子どもが行う文化芸術活動に対する支援その他の必要な施策を講じるものとする。

3 市は、伝統的又は民俗的な文化芸術の継承及び発展に資するため、後継者の育成、確保、支援その他の必要な施策を講じるものとする。

4 市は、市民等の文化芸術に対する理解及び関心を深めるため、市民等が文化芸術を鑑賞し、又は文化芸術活動に参加する機会の充実を図り、これらの機会に関する情報の収集及び提供その他の必要な環境の整備を行うものとする。

5 市は、地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘、保護、活用その他の必要な援助を行うものとする。

6 市は、市民等に対し、多様な文化芸術に触れる機会を提供するため、様々な文化芸術に関する施策の連携その他の必要な施策を展開し、及び充実するものとする。

7 市は、文化芸術活動の場となる施設の充実を図るため、当該施設における文化芸術活動を行いやすくするための機能の充実その他の必要な環境の整備等を行うものとする。

8 市は、前各項に定める施策の実施に当たっては、関係団体等との連携に努めるとともに、地域経済の活性化と産業の振興に配慮するものとする。

(他の施策における配慮)

第8条 市は、市が行う他の施策の推進においても、文化芸術都市の創造に資するように配慮するものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、文化芸術都市の創造に関する施策の実施のため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(審議会の設置)

第10条 第6条第1項の計画の策定及び文化芸術都市の創造に関する施策について、市長の諮問に応じ調査審議するため、さいたま市文化芸術都市創造審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)学識経験を有する者

(2)公募による市民等（次号に掲げる者を除く。）

(3)市内において、事業活動を行う者又は文化芸術活動を行う者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 第2項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 審議会は、第1項の規定による調査審議に当たっては、次条の意見を交換するための場における当該意見について必要な配慮をするものとする。

(施策の効果的な推進のための意見交換)

第11条 市は、文化芸術都市の創造に関する施策の効果的な推進を図るため、市、市民等及び文化芸術に関する専門的な知識又は経験を有する者が相互に意見を交換するための場を設けるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

富士見市文化芸術振興条例制定記念シンポジウム

参考資料集

発行・編集 富士見市 自治振興部 地域文化振興課

ADDRESS 〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬 1800-1

TEL 049-251-2711

FAX 049-254-2000

富士見市ホームページ <http://www.city.fujimi.saitama.jp>

発行日 平成 24 年 10 月 28 日